

平成23年12月6日

教職員各位

産学官連携課長

研究助成財団等からの助成金の取り扱いについて（通知）

標記については、長崎大学寄附金取扱規定第10条により、研究助成財団等から助成金を受けた場合で、当該助成金が本学における職務上の教育研究に対するものであるときは、個人経理を行わせないために当該助成金を本学に寄附の上、機関経理することとなっています。

つきましては、研究助成財団等から本学における職務上の教育研究に対する助成金を受けた場合は担当事務部に連絡の上、必ず寄附申込の手続きを行う必要がありますのでご留意下さい。

| |
|---|
| 担 当：研究国際部 産学官連携課 江口 内 線：2038 e-mail：aeguchi@nagasaki-u.ac.jp |
|---|